

北 技 保 第 3 3 号
令和 6 年 4 月 2 6 日

一般社団法人北海道バス協会会長 殿

北 海 道 運 輸 局 長 (公印省略)

令和 6 年度における事故防止対策の徹底について

平素、自動車交通行政に対し、御理解と御協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。
北海道運輸局では、令和 7 年までの 5 か年までを計画年度とした、「北海道地域事業用自動車安全施策 2 0 2 5」を策定し、運送事業者団体等と連携して官民を挙げた総力戦で各種施策を実施し事業用自動車の事故の削減に取り組んでいます。

また、依然として発生する飲酒運転、健康起因事故などへの対策をはじめとして、全体目標や各業態の個別目標を定めるなど事業用自動車による事故を防止し、安全な輸送サービスを確保する取り組みを進めています。

一方で、令和 5 年の北海道内においては、「路外逸脱、転落、衝突、死傷、酒気帯び運転等」と様々な形態で事故が発生しており、加えて、幸い負傷者は出ておりませんが大型トラックの車輪脱落事故が年末年始に集中して発生したところです。

このような状況を踏まえ、これから本格的な行楽シーズン及び夏タイヤへの交換時期を迎えるにあたり、事業用自動車の輸送の安全確保に万全を期するためにも、法令の遵守はもとより、下記事項について取り組まれますよう、貴会傘下会員に対し周知方よろしく申し上げます。

なお、北海道運輸局のホームページに同通達を掲載しましたことを申し添えます。

(参考)

北海道運輸局ホームページ>自動車>自動車の保安>9. 保安関連通達等
<https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/jidousya/hoan/index.html>

記

1. 運行管理について

(1) 飲酒運転等の防止

運転者に対する点呼は、対面によりアルコール検知器を用い確実に実施し、酒気を帯びた状態及び体調不良（疾病、疲労、睡眠不足等）、また危険ドラッグや覚せい剤等不法な薬物の使用等により安全な運行ができないおそれがある場合には絶対に乗務させないこと。特に、対面点呼が実施できない運行については、運転者にアルコール検知器を必ず携行させ、厳正な点呼を実施すること。

また、遠隔やITによる点呼を実施する場合には、使用する機器やシステム、実施する施設や環境の要件を満たすとともに運用上の遵守事項に基づき適切に実施すること。

(2) 過労運転の防止

運行計画・経路の設定等にあたっては、運転者の勤務状況及び疲労の程度を適切に把握し、特に長距離、夜間、早朝運行に関しては、乗務距離、乗務時間、休憩時間及び交替運転者の配置等を勘案し無理のない乗務割を作成すること。

(3) 健康管理の指導の徹底

健康診断結果及び「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」を活用するほか、乗務員に対して自己管理の重要性を認識させるとともに、運行中における健康状態の異変等により運行の継続が困難であると判断される場合の対応等についての指導を徹底すること。

(4) 安全な運行の確保

交差点における右左折時の安全確認、踏切での一時停止と安全確認、道路状況及び道路環境に適応した安全速度の遵守、適正な車間距離の保持など、基本的な交通ルールの指導教育を徹底するとともに、運行記録計の記録等により運転者の運転状態を適切に把握し事故防止の徹底を図ること。

また、乗務員に対して制限速度の遵守や妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等の悪質性・危険性を周知し、加害者にならないだけでなく、意図せず周囲の車両に圧迫感を与えることのないよう道路交通法等の法令遵守を図るなど、安全の確保を最優先すること。

(5) 雇用運転者の指導

運転者の指導等については「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」により確실히行うこと。

また、運転者が運転経験を有する車種区分について把握し、乗務させようとする車種区分に係る運転経験が十分でない場合には、事業の種類や運転者の選任状況によることなく、必要に応じて当該車種区分の自動車について実車による添乗指導を行うなど、安全な運転方法について確実に指導を行うこと。

(6) シートベルト着用の徹底

乗務員の着用はもとより、乗客用シートベルトを座席に埋没させないなど常時容易に着用できる状態とし、車内放送、座席ポケットへのリーフレットの備付け、座席へのステッカーの貼付等により、乗客に対してシートベルトの着用を促すとともに、乗務員に対して自ら車内巡回を実施し、発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認するよう指導すること。

(7) 車内事故防止

乗客に対して車内掲示、案内放送等を活用し、特に急制動時における注意及び走行中は座席を移動しないこと等の周知を図るとともに、発車時及び停車時における車内外の乗客の動向に注意を払うよう乗務員に対する指導を徹底すること。

2. 車両管理について

(1) 車両火災事故防止

電気装置、燃料装置、制動装置等について、車両の走行距離、使用年数及び走行する道路環境等を十分考慮した点検を行い、自動車点検基準の点検項目にない暖房装置などについても点検整備を行うこととともに、運転者に対し、車両の構造や特性についての指導を適切に実施すること。

(2) 車輪脱落事故防止

タイヤ交換を行う際には、ディスク・ホイールの亀裂、ホイール・ボルトの損傷等を確実に確認した上でホイール・ナットを規定のトルクで締め付けるとともに、交換後50～100km走行後を目安に増し締め等して確認すること。

また、自動車点検基準の点検項目である「スペアタイヤの取付状態」についても確認すること。